

佐伯史談会規約

(平成八年二月 改定)

(平成十七年十一月 改定)

第一条 この会は佐伯史談会と称し、主として佐伯地域の地方

史ならびに文化・民俗等について調査研究し、会員の教養を高め、地域社会に寄与することを目的とする。

第二条 この会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1 会誌「佐伯史談」の発行

2 講演会・講習会・現地研修会等の主催

3 史跡の調査、文献・資料の収集

4 文化財の愛護顕彰

5 その他必要と思われる事業

第三条 この会は、普通会員・賛助会員・会友及び顧問をもつて組織する。

1 普通会員 本会の主旨に賛同し年間定額の会費を負担する者

2 賛助会員 本会の活動を賛助する者

3 会友 本会の活動を支援する個人または団体、公共機関及び友好報道機関

4 顧問 本会の育成発展に寄与貢献し、会長が推薦した者

付則

1 この規約は平成八年二月四日より施行する。

2 普通会員の会費は当分年間二、五〇〇円とする。

3 事務局は次の通り委嘱する。

事務局長 伊 東 義 和
所在地 佐伯市新女島三三班

2 副会長 二名

3 会 計 一名

4 会計監査 二名

以上の役員は総会(拡大評議員会)で選任する。

5 評議員 若干名

評議員は地区を勘案して会長が委嘱し、うち若干名を常任とすることができる。

第五条 役員任期は二年とするが再選を妨げない。

第六条 この会の事業を推進するため、次の委員会を置く。委員は会長が委嘱する。

総務・研修・事業・編集

第七条 この会は次の会議をもつ。

1 総 会

2 常任評議員会

3 委員会

第八条 この会の事務局は会長指定の所に置き、事務局長は会長が委嘱する。

付 則

1 この規約は平成八年二月四日より施行する。

2 普通会員の会費は当分年間二、五〇〇円とする。

3 事務局は次の通り委嘱する。

事務局長 伊 東 義 和

所在地 佐伯市新女島三三班

第四条 この会に次の役員をおく。

1 会 長 一名